

平成23年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成23年9月22日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	太田 健一	2番	野並 享子
3番	小菅 六雄	4番	高橋 繁夫
5番	内田 聡史	6番	奥村 治男
7番	矢野 隆行	8番	梶山 幾世
9番	井狩 辰也	10番	市木 一郎
11番	坂口 哲哉	12番	田中 良隆
13番	中島 一雄	14番	丸山 敬二
15番	西本 俊吉	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	田中 孝嗣
19番	立入三千男	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	東郷 達雄	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部政策監	富田 久和
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
教育部長	新庄 敏雅	政策調整部次長	田中 利昭
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長	遠藤 伊久也		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	岡野 勉	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

## 議事日程

第1 諸般の報告について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 議第55号から議第58号まで、及び議第60号から議第75号まで、  
及び議第77号並びに請願第3号

(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第3号)他21件)

各委員長より委員会審査結果報告

質疑、討論、採決

追加日程第1 議第78号及び議第79号

(野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることにつ  
いて他1件)

追加日程第2 意見書第5号から意見書第9号まで

(原子力発電所の安全対策等を求める意見書(案)他4件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

### 議事の経過

○議長(立入三千男君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日の説明員として出席通知のあった者の職氏名は、9月7日と同様であり、配付を省略いたしましたのでご了承願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第9番、井狩辰也君、第10番、市木一郎君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、各常任委員長より、委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第55号から議第58号まで、議第60号から議第75号まで、及び議第77号、並びに請願第3号、平成23年度野洲市一般会計補正予算(第3号)ほか21件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まずはじめに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第15番、西本俊吉君。

○15番(西本俊吉君) 総務常任委員長の西本です。

去る9月6日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第75号、野洲市税条例等の一部を改正する条例を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長(立入三千男君) これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第7番、矢野隆行君。

○7番(矢野隆行君) 7番、矢野隆行でございます。

去る9月6日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、教育長をはじめ、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第74号、野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び野洲市体育・スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全員賛成にて、原案のとおり可

決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第13番、中島一雄君。

○13番（中島一雄君） 13番、中島一雄でございます。

去る9月6日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月15日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第77号、市道路線の認定について、以上の1議案を議題とし、詳細な説明を受け、審査いたしました結果、全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願については、賛成少数にて、不採択とすべきと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 17番、鈴木でございます。

去る9月6日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査

するため、9月14日、15日に各分科会を、20日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告を申し上げます。

まず、議第55号、平成23年度野洲市一般会計補正予算（第3号）、議第56号、平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第57号、平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第58号、平成23年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第60号、平成23年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）、議第61号、平成23年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第1号）、以上6議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案とも全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に決算特別委員会委員長の報告を求めます

第17番、鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 去る9月6日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月9日、12日、13日に各分科会を、20日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告を申し上げます。

議第62号、平成22年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第63号、平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第64号、平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第65号、平成22年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第66号、平成22年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第67号、平成22年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第68号、平成22年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第69号、

平成22年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第70号、平成22年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第71号、平成22年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第72号、平成22年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第73号、平成22年度野洲市水道事業会計決算の認定について、以上12議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第62号から議第64号までについては、賛成多数にて、原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、議第65号から議第73号までについては、全員賛成にて、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が、決算特別委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（立入三千男君） これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第55号から議第58号まで、議第60号から議第75号まで、及び議第77号、並びに請願第3号の各議案について討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次発言を許します。

まず、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、議第62号、平成22年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、私は反対討論を行います。

言うまでもなく、今日深刻な不興の中、地域経済の疲弊、雇用の悪化など、市民生活が脅かされています。このことは多くの国民、市民の皆さんが自民党政治から民主党政権に変わり、これまで少しは政治や暮らしがよくなると期待しただけに、その期待が裏切られ、疲弊感は一層強まっています。それだけに、地方自治体、すなわち、本市の市政がいかに市民の暮らしを守るか、行財政運営を行うかが求められています。つまり、平成22年度においては、まさに市の行財政運営のあり方が問われたわけであります。

このような観点から22年度の市政運営、行財政運営を見ました場合、幾つかの点で指

摘せざるを得ません。もちろん、長引く不興で本市でも法人税の減収など、財政運営に困難な側面があるのは事実であります。そういう中で、22年度では市民から要望の強かった学童保育所の施設整備や、現在では、工事に問題にはなっていますが、篠原小学校や三上小学校の改築関係の事業など、これらを推進されてきたことは、それは評価したいと思います。

しかし、全体を見ました場合、財政難を理由に22年度は集中改革プランとして、市民に対してサービス切り捨て負担強化を進めてきました。修学旅行の補助金の廃止や減額、各種検診の一部負担の値上げ、ごみ袋代の値上げ、さらには一般会計からの国保会計への繰り入れの実質減額など、全体負担強化とサービス切り捨てがありました。これでは、今日の深刻な不況の中、市民の暮らしを一層脅かすものとなっています。

一方で、本来なら限られた財政、財源の中で無駄で不必要な事業、予算の見直しも必要であったわけではありますが、再三指摘しておりますように、同和関係予算事業の推進は市民の立場に立つものではありませんでした。

本議会での一般質問でも明らかになりましたが、本市の同和基本計画、5カ年計画では、一応終結の方向を示しながら、しかし、この間、部落解放同盟との交渉では、事実上の継続を約束していることも明らかになっています。民主的な行政を推進する上で問題だと言えます。

また、市民には、財政難として集中改革プランで先ほど言いました必要な市民の施策を交代させながら、工業振興助成金は、たとえ分割になっても補助を継続するとしています。

以上、初めに言いましたように、全体として税金の使い方、あり方が問われた22年度だったと思われれます。現在、23年度においても集中改革プランの2年目として実施していますが、改めて市民の暮らしを守る行財政運営をされることを求めまして、本議案の反対討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第5番、内田聡史君。

○5番（内田聡史君） ただいま議題となっております議第62号、平成22年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成22年度の一般会計決算を見ますと、依然として厳しい国内の経済情勢は市税にもあらわれており、法人、市民税では21年度からは若干の持ち直しが見られ、対前年度比で約1億2,000万円増加し、約5億8,000万円となりました。しかしながら、これは合併後では2番目に低い額であります。そして、個人市民税では逆に約3億1,000

0万円減少し、個人、法人を合わせた市民税としては、1億8,000万円余り減少しております。こうした中での一般会計、歳出決算では、22年度から取り組まれた財政健全化集中改革プランの実行により、この難局を乗り越え、扶助費を中心とした福祉関係費、経費が膨らむ中で継続して取り組んでいる小中学校耐震化整備事業や学童保育所整備事業、学校ICT設備整備事業などのハード事業、またソフト面では、各種の子育て支援関連事業、高齢者や障がい者への生活支援関連事業の確保に努められ、市民が安心して暮らせる施策の取り組みに最大限努められたものであると考えます。さらに、地方交付税制度を活用し、合併特例債による地域振興基金、いわゆる合併基金の積み立てにより、将来の財源の確保に努められるとともに、財政調整基金も前年度から約1億8,000万円を上積みできたことは一定評価に値するものであると思います。

ただ、今後、幼保一元化関連事業、ごみ処理施設整備事業など、大規模事業が予定されており、実質構成比率の上昇が懸念されるところであります。

このことから、今後の事業の執行に当たっては、計画的に可能な限り事業費を抑制されることに努められる中で、市民福祉の維持、増進が図られるように努力を重ねられることを要望いたしまして、平成22年度一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論いたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 議第63号、平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成22年度国保会計は大幅な国保税の引き上げの決算です。当初予算では、国保税の税収が前年に比べ、2億1,000万円増額になっていました。所得割が100分の5.4から7.35に、均等割り1人当たりを2万2,200円から2万9,500円に7,300円の値上げ、平等割り、世帯割りですが、1万8,000円から2万6,500円に8,500円の値上げです。市のシミュレーションでは、医療費と後期高齢者支援金と合わせ、1人当たり2万1,037円の値上げで、10万7,413円、世帯当たり3万8,369円の値上げで、19万5,914円、124%の引き上げということでした。市民から国保税が高い、何とかしてほしいという声を聞きます。このような大幅な値上げをしたことに断固反対します。

野洲市は、県下で3番目に高い国保税です。8月の国保運営協議会で市の説明では、前期高齢者の割合が県下でトップクラスであり、医療費の高さはこの構成比率も関係してい

る。高齢層の加入者の所得水準が高く、社会保険の扶養家族に認定できない方が多く存在している可能性があるとして分析されています。平均で1人当たり2万1,037円、世帯当たり3万8,369円も値上げされた国保税は大きな負担です。例えば、65歳で、月16万円の年金暮らしの人でも、3万1,600円の値上げとなり、17万5,095円です。介護保険料は、5万2,680円であり、国保と介護保険料合わせて年間22万7,775円です。生活を圧迫しているのではないのでしょうか。

さらに、22年度当初予算では、国保税の引き上げで2億1,000万円の税収が上がる予定でしたが、補正で1億1,000万円減額されており、決算分科会でその理由は、所得割の減額ということでした。要は、収入が落ちたということです。約3,600人の一般被保険者の方にとっては、所得が減ったにもかかわらず、1世帯平均、平等割りと均等割、介護分合わせて1万6,200円も引き上げられました。夫婦と子供2人ならば、3万7,700円の増税です。所得340万円の自営業者で、夫婦と子供2人の家庭なら、約9万円の引き上げで年間48万円の国保税となりました。この層でも生活を圧迫しているのではないのでしょうか。決算の分科会で、当局は約6,000万円の黒字になったが、国保税の引き上げは最低限必要な幅だったと説明されました。会計上の帳尻的な発言であり、その先の市民の生活をおもんばかるものではありません。さらに、減免制度も年度内の減免であり、前年にさかのぼることはできません。偽装請負の状況の方で、国保加入者が国保税が高くて滞納になっていました。昨年4月から社会保険の加入が始まり、国保税の滞納分を分割で払う約束をして、給料から国保税が天引きされるようになりました。いわゆる給料の差し押さえの一部であります。昨年病気になり、出勤日数も少なくなり、解雇されました。現在失業保険を受けておられます。失業保険を差し押さえることはできませんから、病気が治り働くことにはなりますが、これまで滞納分がまた給料から天引きが再開されることにはなります。病気がちで給料が少なく、食べていくことができないため、前借りをし、次の月の引かれ、また食べていくことができないため前借りしてと続けていました。それでも給料の総額は約15万円ぐらいあるため、給与の差し押さえをされます。さすがに10万円ほどのときは差し押さえがなかったということですが、野洲市の収納率が県下で一番というのは、このようなぎりぎりの生活をされている方からも差し押さえという形で徴収しているからであります。

一度つまずくと国保税はどんどん払えなくなります。本来労働者であるなら、社会保険加入が当然ですが、製造業にも派遣を拡大してから一気に社会保障が崩れ、200万円以

下の労働者が1,000万人を超える状況が5年連続で続いています。派遣は専門職に限定すべきで、派遣法をもとに戻すべきであります。また、前年度課税で徴収するのではなく、病気などの事情があれば、その年の収入で過去の滞納分も含め、減免できるようにすべきだと考えます。

さらに、資格証明書の発行です。納税相談に応じないから悪質と決め込むのはいかがなものでしょうか。命の綱である国保は、国民すべてが社会保障を享受できる制度として、自営業者や年金生活者や農漁業者の方々を対象につくられた保険制度です。憲法25条の健康で文化的な生活が送れる最低限度の生活を保証する、生存権を保証することが基本であり、保険証はすべての方に送るのが基本です。22年度は、84世帯に資格証明書を発行されています。命綱の国保です。社会保障制度の一環という認識に立たれていない点を指摘いたします。さらに、今回の国保会計で問題なのが、福祉医療波及分の一般会計からの繰り入れを前年度と同様でなく、2,840万円も削減したことであります。福祉医療波及分は国保加入者も恩恵があると言われましたが、そもそも国が福祉医療によって医療費が増えるからとペナルティーをかけること自体が問題であり、国に対してペナルティーをやめるように求めるべきではないでしょうか。

国が国保会計に出すお金をどんどん削減してきました。1984年には国庫負担率は49.8%だったのが、2007年には25%と約半分になっています。そのため、1人当たりの保険税も3万9,000円から8万4,400円と倍以上になりました。明らかに国に責任があります。甲賀市では一般会計からルール分以外の繰り入れを行い、少しでも国保税を上げない努力がされています。払える国保税にするためにも、国庫負担を増やすことを国に強く求められることと、一般会計からの繰り入れなど、市として国保税引き下げのために力を注がれることを要望し、反対討論とします。

○議長（立入三千男君） 次に、第11番、坂口哲哉君。

○11番（坂口哲哉君） ただいま議題となっております議第63号、平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、私は認定すべきものと考え、賛成の立場から討論を行います。

現行の国民健康保険法が昭和33年に制定され、国民皆保険体制確立から約半世紀が経過し、この間、全国民に医療保障を行うという国民皆保険体制の基盤となる制度として国民医療を根底で支えてきました。しかしながら、国民健康保険制度も、近年の医療費の高騰や長期不況による低所得者の増、そして、企業のリストラによる被用者保険からの流入

増等により、非常に厳しい財政運用を余儀なくされております。このような中での本市国民健康保険事業の平成22年度決算でございますが、一般会計の繰入金、並びに財政調整基金の取り崩しにより、収支において5,964万7,018円と一応黒字となっておりますが、単年度の実施支出については国庫への返還金を含めて精査すると、マイナス約400万円となっております。これは決して国保の財政構造が改善されたわけでもなく、加入者の保険税納付環境が好転したためでもありません。医療費の伸びが本市国保財政を圧迫している状況にも変わりはありません。そのような厳しい状況の中で、黒字決算とすることができた最大の理由は、医療費の高騰による税率引き上げ改定にもかかわらず、必要な負担であることについて、納税者の理解を一定得られたこと、また、国庫補助金等が想定より多く交付されたことや、保険給付、いわゆる医療費も下半期は比較的落ちついて推移し、想定より少なく済んだことであると考察します。

全国的に国民健康保険税の収入状況が著しい中、現年度分の徴収率94.94%、前年度より比較しますと、0.9%増でございますが、これを確保され、県下でも上位の徴収率となっており、その収納対策は十分評価に値するものと考えます。現在国保の広域化に向けての議論が進められていますが、これらの国保財政運営に与える影響については、プラスマイナス両面が考えられますので、慎重な対応をぜひともお願いしておきたいと思っております。

いずれにいたしましても、本市国保事業の長期安定化及び健全化のため、今後とも引き続き医療費適正化により歳出の抑制を図ることや、保険税徴収率の向上による歳入の確保に努めるなど、より一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、議員各位のご賛同をお願いしまして、賛成討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 議第64号、平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

2008年4月から実施された後期高齢者医療は、75歳の年齢で差別し、社会保険の扶養家族からも外され、別立ての保険制度にしたこと、そのものに反対をしてきました。保険料は高齢化率が上がれば上がる仕組みになっており、2年ごとの見直しが行われましたが、全国で22都道府県が引き上げをしました。据え置きは18県、引き下げは7県あります。全国平均で3.4%の引き上げでした。来年度、また保険料の見直しです。基金を崩して値上げにならないようにと国は指導していますが、都道府県で格差が出ていま

す。野洲市の決算では、普通徴収の方で15人が滞納になっており、滞納、繰り越し分の方は7人ということで、短期証明書を4人の方に出しています。資格証明書の発行はしていないということですが、発行することができるということになっており、戦前戦後の荒廃から現在の日本を築いてくれた高齢者に対して敬愛の気持ちを持つのでなく、やっかい者扱いにされる後期高齢者医療制度は廃止しかありません。

厚生労働省は、2011年1月20日、後期高齢者医療制度に変わる新制度の実施時期を当初の計画から実質1年遅らせる方針を明らかにしました。同日の全国厚生労働関係部局長会議で同省保険局の担当課長が表明をいたしました。民主党政権は、2013年度から新制度移行の方針でしたが、それに向けたシステム改修経費を11年度予算に計上しませんでした。会議で厚生労働省側は、春に法案が成立することを前提にして計上することは適当でないと判断したと説明がされました。法案成立後の11年度補正予算が12年度当初予算にシステム改修経費を盛り込み、2年弱の準備を経て、14年3月から65歳以上の高齢者の新制度を実施する意向を示しました。民主党政権は公約にしていた後期高齢者医療制度廃止を先送りした上、高齢者差別の根幹を残す新制度実施も、実質1年延ばしにすることとなり、後期高齢者医療制度をずるずる存続をさせています。年齢による差別医療を拡大しようとしている動きに対しても反対し、本特別会計に反対をいたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第4番、高橋繁夫君。

○4番（高橋繁夫君） ただいま議題となっております議第64号、平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、私は認定すべきものと考え、賛成の立場から賛成討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月より施行され、制度3年目となります。平成22年度、昨年度は安定した制度運営がなされたものと評価しております。

さて、本市後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、この医療保険制度の実施主体が県広域連合となる中で、市民への相談受付窓口となり、また保険料の徴収に関する事務を行ったものであります。保険料の収納率につきましては、野洲市は、県平均を上回り、現年度分全体で99.76%、普通徴収でも99.22%と、優秀な結果となっております。これは収納率の確保にきめ細やかな対応で努力された結果であると評価し得るものであります。

申すまでもなく、保険料の適正な徴収は負担の公平性を確保するために不可欠なものであり、今後も高い収納率の確保に努められますよう希望するものであります。現在、これ

からの高齢者医療のあり方につきましては、新制度開始平成26年3月ごろ予定に向けた取り組みが国においてなされているところでありますが、いずれにいたしましても、私たち市民がだれもが安心して医療が受けられる医療制度の確立を願うところであり、同時に制度変更に伴った混乱が生じないような方策を切に希望するところであります。

以上、平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） 次に、第14番、丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 14番、丸山敬二です。請願第3号、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願について、反対討論を行います。

去る3月議会では、団体名で、また今回は個人名で同じ内容の請願が出されており、環境経済建設常任委員会でもいろいろ議論を交わしましたが、この間たった半年の間に再度請願しなければならない理由が私には理解ができませんでした。請願の趣旨では、リフォーム意識の高揚を図り、その結果、個人への補助金交付というより住宅リフォーム関連業者などへの業務増による経済活性化を進めていこうというものだと思います。この制度の創設が真に市民の方々のリフォーム需要を新たに喚起することにつながるのかという点で、実態把握は困難であり、この制度を利用する市内建築リフォーム業者全体の下支えになるかどうか不明であります。

リフォーム内容に制限はなく、水回りを初めとするあらゆる住宅リフォームに対し助成する制度を創設せよというものであり、本市では財政健全化集中改革プランを実施中で、現下の厳しい財政のもと、仮に制度を認めるとしても、助成できるのは数十件にとどまり、限られた人に対しての公的補助をすべきかどうかは慎重に判断しなければなりません。また、工事費についての不正請求も否定できるものではなく、そのための審査も詳細に、また公平に行う必要があります、相当の時間と労力が必要であります。

県内市庁でのこの制度運用については、期間限定で実施しているところ、実施したが廃止したところ、全く実施していないし今後も実施しないところなど、それぞれの実情に合った判断をしております。この制度は、中小企業のうち住宅リフォーム関連業者など、特定業者に集中することや、先ほども述べましたとおり、一部の個人の資産形成に税金を投入することとなることから、バランスを欠く補助制度であると考えられます。

このようなことから、現時点においては、住宅リフォーム助成制度が市内産業での活性化に十分な役割を果たすかの判断は困難であり、商工会では、個人的な要望はあるものの、

会としての要望はしていないとのことであり、同制度の創設を求める請願については、反対いたします。

なお、国の制度として、一定要件を満たす住宅リフォームを行った場合は、税の優遇を受けることもできますし、先日、国土交通大臣は、想定以上の申し込みがあった本年7月で一旦終わった住宅エコポイント制度を年内にも復活させるため、第三次補正予算案にその内容を組み込んでおります。本市においても、木造住宅耐震バリアフリー改修事業補助金や、エコハウス普及促進補助金の制度を実施しており、新たな制度は必要ないものと考えます。また、広く中小企業に対する経済対策としては、利子補給制度を実施しており、平成23年度では、259件、約800万円強の利子補給を行っております。

以上、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願についての反対討論といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） 1番、太田健一です。請願第3号、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願の賛成討論を行います。

先日の委員会の中で何点か質問を受けましたが、1つに前回の3月議会では民主商工会からの請願だったが、今回の請願はどの対象者からのものなのかとありました。この住宅リフォーム助成制度のそもそもの趣旨は、地域経済の活性化にあります。国や県の耐震やエコハウス、バリアフリーなどは、現在施策としてあり、もちろんこの制度も大切なものですが、用途が限定され、金額的にも大きくなるために、利用者は限られてきます。住宅リフォーム制度は、水回りや屋根の改修、壁の補修などといった簡単で金額的にも低い工事に対するものであり、多くの市民の方々に喜ばれる制度です。さらに、現在の国、県の補助で行われている制度の実施業者は市外の手業者がほとんどであるということを見ると、住宅リフォーム助成制度は、市内の中小零細の業者の方々にとっての仕事起こしともなり、予算額の10倍から20倍の経済波及効果が見込まれることから、市の税収にもつながると考えられます。皆さんの中にもちょっとした家の補修を考えておられる方もおられると思いますが、単にばらまきを受けるのではなく、結果的に町の活性化へつながる制度だということを理解していただきたいと思います。

2つ目に、商工会から声が上がってないのはなぜか。中でも、建設部会からの要望がないことに疑問を抱かれているということでした。委員会の中でも説明させていただきましたが、私どもも先だって商工会に懇談しに伺いました。対応された事務局長さんにこの制度の趣旨を説明させていただいたところ、なるほど、経済効果もあり、必要な制度だとい

う意見をお聞きし、役員にも伝えて検討してみる等のお話でした。

もちろん、野洲市の中で商工会というのは大きな存在であり、商工会の意向も重要な位置を占めると理解はしておりますが、大切なのは、全体としてどうなのかということではないでしょうか。現実には、商工会の会員さんも請願者になっておられますし、重要なポイントは、商工会の会員であってなくても、請願者や賛同者の方々を見ていただければ、市内の中小零細業者や市民の方々から声が上がリ、制度創設を求められているということです。

そして、もう一点、これは委員会での質問ではありませんが、先ほどの丸山議員の賛成討論にもありましたが、制度を悪用する業者がいるのではという声も聞いています。要するに、水増しの見積もり査定のチェックをどうするのかという問題ですが、本年度新たに5,000万円の予算をつけて、制度実施を行っている甲賀市の場合は、3つのチェックを行っているとのことでした。具体的には申し込みの段階でのチェック、抽選を行い、確定した後のチェック、最後に事業がしっかり行われたかのチェックというように、複数のチェック段階があるとのことでした。こうしたシステムの構築を行うことで未然に防ぐことが可能ですし、何より本当に仕事が困っている業者の方々が制度悪用をすれば、制度そのものを失うことになるということは、だれが考えてもわかることであるため、乱発することはないと考えます。

ちなみに、甲賀市では、申し込み自体は予算をはるかに超えた800名を超える数で、8,000万もの額となり、事業費全体で9億9,600万円もの経済効果とのことで、野洲市でも同じようなニーズが考えられます。

それと、今の時代は、町の大工屋さんが激減し、匠の業が危ぶまれています。こうした業種を守っていくという観点も大切ですし、ひいては、家の修理やリフォームを求める住民の方々にとっても、匠の業を継承できる人材を育てられる環境が必要です。

以上のことから、この住宅リフォーム助成制度の創設を求めることへ賛成討論とします。  
○議長（立入三千男君） 以上で、通告による討論を終結いたします。

これより、議第55号から議第58号まで、議第60号から議第75号まで、及び議第77号、並びに請願第3号の各議案について順次採決いたします。

まず、議第55号から議第58号まで、議第60号、議第61号、議第65号から議第75号まで、及び議第77号の議案18件について一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案18件については、常任委員会委員

長の報告のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席を願います。起立全員であります。よって、議第55号から議第58号まで、議第60号、議第61号、議第65号から議第75号まで、及び議第77号の議案18件については、各常任委員会委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議第62号から議第64号までの議案3件について一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案3件については、決算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第62号から議第64号までの議案3件については、決算特別委員会委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、請願第3号について採決いたします。環境経済建設常任委員会委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りいたします。請願第3号住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすべきものと決しました。

暫時、休憩いたします。14時10分再開いたします

(午後1時52分 休憩)

(午後2時10分 再開)

○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。議第78号及び議第79号、並びに意見書第5号から意見書第9号までを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、議第78号及び議第79号、並びに意見書第5号から意見書第9号までを日程に追加し議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(立入三千男君) 追加日程第1、議第78号及び議第79号、野洲市公平委員会

委員の選任につき議会の同意を求めることについてほか1件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（岡野勉君） 皆さん、ご苦勞さんでございます。

それでは、議件を朗読いたします。

議第78号、野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、議第79号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、以上であります。

○議長（立入三千男君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議第78号、野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の竹村平一さんが一身上の都合により辞任願いを提出されましたことに伴い、今回新たに山岡哲治さんを選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

山岡さんは昭和42年4月に日本バイリーン株式会社滋賀工場に入社されて以来、平成3年10月には同社製造課長を、平成8年10月には製造部長、平成16年6月から本年6月までパシフィック技研株式会社代表取締役社長を歴任された方であり、民間企業で培った感覚と能力を発揮していただけるものと思います。また、野洲市企業人権啓発推進協議会会長に平成20年度から2年間ご就任をいただき、企業内の人権啓発などにご尽力をいただいた方でもあります。人格高潔で、地方自治の本市に理解があり、かつ人事行政に関し、識見を有する方として、適任者であり、本委員会のためにご活躍いただけるものと確信をしております。

なお、任期につきましては、地方公務員法第9条の2第10項の規定により、前任者の残任期間となっておりますことから、平成24年11月17日までとするものであります。よろしくご同意賜りますようお願いいたします。

次に、議第79号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明を申し上げます。

人権擁護委員8名のうち、今回4名の人権擁護委員候補者を推薦するものです。まず平成23年6月30日付で2期目の任期途中でありましたが、私事都合でやむなく解職され

ました川端安徳さんの後任として、中田幸子さんを推薦するものです。

中田さんは、平成8年2月に野洲町議会議員に当選され、平成21年10月に野洲市議会議員を退任されるまで、議員としてご活躍されました。その間、人権啓発推進協議会委員や市同和対策審議会委員などを歴任され、現在も子育て広場の開催や高齢者施設訪問など幅広くご活動されています。

次に、平成23年12月31日で任期満了となります藤上みどりさんと苗村昌代さんは、2期6年間にわたりご活躍いただいているところでありますが、両氏とも辞任の申し出があり、後任として、岩瀬由美さんと立入幸基さんを推薦するものです。

岩瀬さんは、昭和63年4月に、中主町教育委員会社会教育指導員として勤務され、平成10年3月に退職されてからも、中主町教育委員会社会教育委員を経て、野洲市の社会教育委員を歴任され、現在も図書館協議会や文化財保護審議会委員としてご活躍されています。

次に、立入さんは、平成17年度から平成20年度まで野洲自治会長を歴任され、平成19、20年度においては野洲学区自治会連合会会長としてご尽力いただいた方であり、人権啓発推進協議会を初め、青少年育成会議等において、人権問題に係る啓発や青少年の健全育成にご活躍されてきました。

また、同じく平成23年12月31日で任期満了となります田中ふじ江さんにつきましては、引き続き推薦するものです。

4名とも温厚篤実な人物で人権擁護委員として適任と考え、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの人権擁護委員候補者として法務大臣へ推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） これより、ただいま議題となっております議第78号及び議第79号の各議案について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） ただいま議題になっています議第79号、人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求めることについて、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

人権擁護委員は、法務大臣に対しての申請をしていく、法務大臣から任命されるという形式になると思います。それぞれの本当にプライベートな部分やらさまざまなことを相談されるそういう役職につかれる方だというふうに思いますので、そういったプライバシー

の問題に対する守秘義務的な教育といえましょうか、研修とか、そういうふうな部分はどのようにされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午後２時１７分 休憩）

（午後２時１８分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 野並議員のご質問にお答えいたします。

当然、国のほうで委嘱をされるということでございますので、法務局のほうで研修等はされるというふうなことでございますし、守秘義務についてもそのようなことで守秘義務があるというふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○２番（野並享子君） 研修はあるということで、当然、守秘義務も伴うということが当たり前だというふうに思いますので、市としてはそういうふうな研修はされないということなんです。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 野並議員の再質問にお答えいたします。

任命権は国のほうにあると思いますので、国のほうで行っておられるということでございますので、答弁いたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○２番（野並享子君） よろしくお願ひします。

○議長（立入三千男君） ほかにご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第７８号及び議第７９号の各議案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、議第７８号及び議第７９号の

各議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第78号及び議題79号の各議案について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより順次、採決いたします。

お諮りいたします。まず、議第78号、野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、山岡哲治氏の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第78号、野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議第79号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、まず、中田幸子氏を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。次に、岩瀬由美氏を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。次に、立入幸基氏を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。次に、田中ふじ江氏を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第79号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに決しました。

(追加日程第2)

○議長(立入三千男君) 追加日程第2、意見書第5号から意見書第9号まで、原子力発

電所の安全対策等を求める意見書案他4件を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

まず、意見書第5号について、第17番、鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） それでは、皆様方のお手元にある意見書（案）を朗読させていただきます。ご説明をさせていただきます。

まず、原子力発電所の安全対策等を求める意見書（案）。平成23年3月11日に発生した東日本大震災による大津波は福島第一原子力発電所を襲い、全交流電源を失った上に冷却機能も喪失し、大量の放射能物質が放出され、今なお深刻な状況が続いています。滋賀県は、原子力発電所が集中する福井県と隣接しており、本市は大飯原子力発電所から60キロ圏内、美浜や敦賀原子力発電所等から70キロ圏内にあります。しかし、国の定めるEPZ10キロ圏外に位置するため、国や事業者による原子力対策が十分に講じられておりません。

近畿1,400万人の水源である琵琶湖や周辺環境の安全性を確保するため、次の事項について万全な取り組みを早急に推進されるよう強く求めます。

#### 記

1. 原子力施設の安全対策について、今回の原子力事故に係る分析、検証結果を踏まえ活断層の調査や原子力施設の高経年化を踏まえた安全基準の見直しなど、原子力発電施設の安全性の確保に万全を期すこと。

2. 情報伝達体制の再点検と情報開示について、隣接する原子力発電所で万一事故が発生した場合の原子力事業者から国、県及び県内関係市町への情報伝達体制の再点検と情報開示を徹底すること。

3. 原子力災害対策に係る法律等の見直しについて、今回の事故を受け、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）を適正な範囲に拡大するなど、国の防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うこと。

4. 再生可能エネルギーの導入の取り組みについて、今後のエネルギー施策の方向性を明らかにするとともに、太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギー導入を施す施策の推進及び万全な廃棄処分方法の法制化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員の皆さん、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第6号について、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） 1番、太田健一です。それでは、政党助成金制度の廃止を求める意見書（案）の提案説明を行います。

政党助成金は1994年、金権政治に対する国民の批判を背景に政治改革関連法として導入されました。また、政党助成金制度の導入により企業・団体献金の廃止も方向づけられています。ところが、導入後16年となる現在においても、企業・団体献金は禁止されず、今もなお多くの政党が献金を受けています。このように、政党の財政の主要な部分が政党助成金及び企業団体献金で賄われることは、政党が国民から遊離する政治になることは明らかであります。

一方、2009年度、本来国庫に返納しなければならない政党助成金の残額44億円がため込まれ、不明朗なまま使用されているなど新たな問題となっています。これは議員の皆さんもご存じのことだと思いますが、現行の政党助成法には今も交付金の返還逃れを許す抜け道があり、法改正は遅れているというもので、この同法には政党の解党時に残金がある場合は、法務大臣が残金を返還するように命じることができると、国への返還を想定した規定がありますが、しかし返還命令がなければ返す必要はなく、返還しなくても罰則規定はないと。要するに、政党をつくっては解党してということを繰り返しても、残金を現実返さなくてもいいといったようなあいまいな形のままになっているということは問題となっています。

現在、深刻な不況の中で国民生活や経済が疲弊しています。また、東日本大震災、福島原発事故で被災者、被災地が苦しんでいる中、去る7月20日、2011年度の政党助成金総額約320億円の2回目の交付が行われ、国民から批判の声が寄せられています。本来、このようなときだからこそ国民の税金は東日本大震災を初め、国民生活向上のために使うべきであります。よって、政党助成金の廃止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第7号について、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、意見書第7号、福井原発群の安全対策を求める意見書（案）につきましての提案説明を行います。

意見書（案）にも書かれておりますように、3月11日発生 of 東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故は、6カ月を経過した今も深刻な事態が続いています。特に放射能に対する被害と影響、不安は福島県民のみならず、日本全体に広がり、原発から

の撤退を求める世論は日増しに高まっています。マスコミの世論調査でも当初は、大変な事故ではあるけれども原発は将来的になくすべきかという設問に対して、約17%程がなくすべきだという回答でありました。ところが、最近の調査では8割近い人々が将来的になくすべきだと答えています。

このことは、これまで指摘されていますように、一たび原発施設で事故が起これば放射能物質が時間的、空間的に超え外部に放出されます。この放射能の飛散は、現在の人間の技術では止めることはできません。いま一つ、ご承知のように使用済み核燃料に対する処理も現在の技術では基本的に閉じ込めておくしか方法はありません。現在、全国の原発で使用済み核燃料棒がウラン換算で1万6,330トンもたまっています。この処理も限界でありまして、青森県六ヶ所村の貯蔵量も2010年で既に94%となっています。つまり、このことがトイレなきマンションと言われるゆえんであります。

そこで、今回の福島原発事故について、去る19日付の京都新聞で、事故直後、政府及び東京電力の緊迫した事態を、当時の首相である菅前首相の証言が報道されていました。これによりますと事故当時、政府と東京電力の連携は機能せず混乱。例えば、12日に1号機、13日に3号機の水素爆発がご承知のように起こりましたが、15日には東京電力が第1発電所から作業に当たる社員及び従業員の撤退を政府に申し出たことであります。もし、当時撤退していたら東北、福島のみならず日本全体が再起不能の最悪の事態に陥っていたことは明らかであります。

2つ目には、当時、政府内では国民に正確な情報を明らかにしない中で、事故を起こした原発が文字どおり制御不能な事態となることがあり得るとして、その場合、最悪のシナリオとして事故を起こした2つの原子炉からの大量放射能が放出され、200キロ圏内の強制撤去が必要と検討していたことが明らかになっています。

このことを当時、菅前首相は振り返り、200キロから250キロといえ、ほとんど首都圏全部、人口で3,000万人非難というレベルを超えていると、つまり最悪の場合、打つ手がなかったと当時を回想しています。要するに今回の福島原発の事故は、まさにこの一歩手前の危機的事態であったことであります。

以上、これが今回の原発事故の実態、事実であります。今、事故は安定しているとの報道もありますが、今なお深刻な事態は回避できていません。それでも原発は必要、簡単にはなくなならない、経済が空洞化するなど、財界から原発推進論を主張しています。まさに、これらの主張は国民の思いとは全くかけ離れています。何度も指摘しますが、原発は本質

的に未完成、一たび事故が起これば現在の技術では放射能飛散を止めることはできません。さらに使用済み燃料にしても、これを処理する根本的技術がない、にもかかわらずこれを無視して推進することは、人間の生存と科学技術への冒険にほかなりません。

以上をかながみますと、意見書にも書かれていますように、滋賀県と隣接する福井県若狭湾周辺には、文字どおり原子力発電所が集中しています。一たび事故が起これば、福島原発事故をはるかに超える被害が想定されることを多くの科学者が警鐘を発しています。世界の原発で直近に活断層がある福井原発は世界でもまれであります。しかも、運転開始から30年以上経過している老朽化原発が半数を占めています。ですから、一たび事故が起これば滋賀県民への被害はもとより、琵琶湖の汚染により近畿1,400万人の水源に甚大な被害を及ぼすことは必至であります。

よって意見書では、再三これまで事故を繰り返してきた高速増殖炉もんじゅの再稼働をせず廃炉にすること、また老朽化原発の運転延長は認めないこと、敦賀原発で予定されている3号機、4号機の増設計画は中止することを求めています。

一方、意見書では事故及び定期点検等で停止中の原発については、福島原発事故の教訓を踏まえ、新たな安全基準が確立されない限り運転再開等は認めないこと、仮に運転再開となれば福井原発群が滋賀県と隣接しており、県内市町の同意を条件とすることを求めています。この内容は過日、滋賀県知事と県内市町長が関電に要望したその内容でもあります。本来、言うまでもなく放射能の飛散は立地自治体であるかどうかを選びません。また、地図で示されているような福井県や滋賀県、あるいは市町村を選んで飛散いたしません。先ほど言いましたように時間、空間を超え飛散いたします。あの福島原発事故では、60キロ圏近くまでの地域で特定非難勧奨地点として指定され非難されている方がいます。これを滋賀に例えると野洲市近くまでなります。ですから、少なくとも被害が想定される地域は運転再開の場合、滋賀県下の自治体の同意は必要と考えます。立地自治体のみ理解、同意が要る、それ以外は必要でないというのは道理がないものと考えます。

以上であります。いずれにしましても今多くの国民、市民の皆さんは、これまでの原発依存を改め、期限を定めた原発からの撤退を決断すること、その上に立って自然エネルギーの開発推進を行うことを求めています。この観点からの市民の願いを込めた意見書でありまして、皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第8号について、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 生活保護制度に有期制の導入を行わないことを求める意見書

(案) について説明をさせていただきます。

生活保護制度は憲法 25 条、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利に保障された国が責任を持つ最後のセーフティーネットです。しかし、ことし 5 月から始まった生活保護に関する国と地方の協議では、働ける年齢層 16～65 歳に対して就労自立を促し、ボランティアや軽作業を義務づけ、これらの態度を見て 3～5 年で受給の可否を判断する更新制度、有期制を導入することが検討されています。しかし、今日、厳しい経済社会情勢のもと、加えて東日本大震災により雇用の実態は一層困難であることは明らかであります。こうした事態にもかかわらず、有期制の導入は実情と乖離したものであり、憲法が保障する国民の生存権すら脅かすことになりかねません。

厚労省は今年 4 月の時点で、生活保護受給世帯が 146 万 2,197 世帯、受給人数は 202 万人だという数字を発表しました。最も多いのが高齢者世帯の 42.8%ですが、働ける現役世代を含む世代が 16.7%と一番増えております。そうした中で受給の抑制を図るべきだと盛んに宣伝をしております。しかし、社会保障が余りに貧弱なこの日本で、失業したときに雇用保険を受給できるは完全失業者の 25%程度、第 2 のセーフティーネットとされる訓練・生活支援給付制度もほとんど機能しておりません。失業イコール貧困という社会の現実は余りにも過酷なものであります。しかも、生活保護の受給には大きな壁があります。受給要件を満たして実際に支給を受けている人は、政府の試算でも 30%程度にすぎません。7 月に政府が発表した相対的貧困率は 16.0%で過去最悪、貧困と認められる人がこれだけ増えているのに、生活保護が貧困を解決するために十分機能をしていないというのが日本の現実であります。

50 歳を超えれば再就職など困難な経済情勢、また病気やさまざまなハンディキャップを持った人も少なくありません。医療費の自己負担導入で受給者を医療から遠ざけ、さらに就労支援で自立しなかったら最後のセーフティーネットからも排除するという生活保護制度改悪は、国民の権利として必要な人が生活保護を利用できるという健全な社会のあり方から全く逆行したものとなっています。

また、今、東日本大震災の被災者の苦難が続く中で、生活保護制度を担う役割がますます重くなっています。地方が国に要求している生活保護制度に関する費用の全額国庫負担は、この協議で唯一正統な要求であり、直ちに実現すべきであろうかと思えます。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障は国に課せられた義務です。それを掘り崩す生活保護制度の改悪のたくらみは直ちにやめるべきであろうかと思えます。よって生活保護

における有期制度の導入を行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 次に、意見書第9号について、第8番、梶山幾世君。

○8番（梶山幾世君） 8番、梶山幾世でございます。学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書（案）について、朗読をもって説明とさせていただきます。

学校施設は児童生徒の学習、生活の場であるとともに、その多くは災害時には地域住民の避難所となるため学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要です。このたびの東日本大震災においても、学校施設は発災直後から避難してきた多くの地域住民の避難生活のよりどころとなりましたが、他方、食料や毛布等備蓄物資が不足し、通信手段を失い外部と連携がとれなかった等々、学校施設の防災機能についてさまざまな課題が浮かび上がってきました。

文部科学省は、今年7月「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」と題する緊急提言を取りまとめました。今回の大震災を踏まえ、学校が災害時に子どもたちや地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、今後の学校施設の整備に当たっては教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であることが提言されています。災害は待ってくれません。

よって、政府におかれましては、今回のように大規模地震等の災害が発生した場合においても、学校施設が地域の拠点として十分機能するようにすべきであるとの認識に立ち、学校施設の防災機能の向上を強力に推進するために活用できる国の財政支援制度の改善、並びに財政措置の拡充に関する以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。

1. 新增改築時のみ整備できるとされている貯水槽、自家発電設備等防災設備整備を単独事業化するなど学校施設防災機能向上のための新たな制度を創設すること。

2. 制度創設に合わせ地方負担の軽減を図るため、地方財政措置の拡充を図ること。例えば、地方単独事業にしか活用できない防災対策事業債を国庫補助事業の地方負担に充当できるようにするとともに、耐震化事業同様の地方交付税措置を確保すること。

3. 学校施設の防災機能向上とともに、再生可能エネルギーの積極的導入を図るため、太陽光発電のみではなく、太陽熱、温度差熱利用、蓄電池などについても補助対象を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。議員一同のご賛同をどうかよろしく願いいたします。

○議長（立入三千男君） これより、ただいま議題となっております意見書第5号から意見書第9号までについて質疑を行います。

暫時休憩いたします。再開は15時にいたします。

（午後2時48分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ただいま質疑通告書が提出されましたので、順次発言を許します。第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 意見書第5号、原子力発電所の安全対策等を求める意見書、提出者鈴木議員から出された意見書に対して、ちょっと確認といいたいでしょうか、お聞きしたいと思います。

この1、2、3、4とあります、2、3、4に関しましては、現在、原子力発電所は稼働している状況ですから、当然こんなことはしていただかないと困りますので、4番目もそういう形で自然エネルギーへの転換をしていかなければならないというふうに思っております。しかしながら、この第1点目の部分のところなんです、原子力施設の安全対策について、今回の原子力事故に係る分析、検証結果を踏まえ、活断層の調査や原子力施設の高経年化を踏まえた安全基準の見直しなど、原子力発電施設の安全性の確保に万全を期することという形になってはいますが、こういった活断層の調査などはしていただかなければなりませんし、安全基準の見直しもしてもらわなければならないのですが、そもそも原子力施設そのものの存続を考えて、この1が出てきているのか、それとも原子力発電というのは廃止していくべき、廃炉にしていくべきというのをもとにされているのか、こここのところがちょっと、この文言を上から下まで全部読んでも、前文にもありませんので、その部分をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 第17番、鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 原子力発電所の安全対策を求める意見書についてのご質疑で、賢明な野並さんの質疑で私も光栄に思っております。

今おっしゃいました、存続するのかわからないのか、イエス、ノーの返事を出せということでございますが、そうしたことにつきましては、今後十分な検証をした上で判断してまいりたいと思いますので、どうぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして質疑

の答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） そしたら、具体的にお尋ねをいたします。

福井原発の中で活断層の上にある美浜原発というのは、もう既に検証しなくても活断層があるということは明らかであります。そういう原発に対してどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 第17番、鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 野並議員の再質問にお答えいたします。

3月11日に起こった大震災、今、日本の国では地震予知連というものが構成されておりますが、その部分に関しましても予知できてなかったということがございます。今、野並議員が活断層の上にあるということにつきまして、もう一度調査をし、どういうものであるのか検証して、その上での判断に基づいてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくご理解願いますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 以上で通告による質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書第5号から意見書第9号までについては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第5号から意見書第9号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第5号から意見書第9号までについて、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、意見書第5号、原子力発電所の安全対策等を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第5号

は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第6号、政党助成金制度の廃止を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第6号は否決されました。

次に、意見書第7号、福井原発群の安全対策を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第7号は否決されました。

次に、意見書第8号、生活保護制度に有期制の導入を行わないことを求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第8号は否決されました。

次に、意見書第9号、学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては本職に一任することに決しました。なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成23年第5回野洲市議会定例会の閉会に当たりましてお礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は、去る8月30日に招集させていただき、本日に至りますまでの24日間でありました。当初、提案させていただきました専決処分の承認1件、条例の一部改正2件、平成23年度補正予算7件、平成22年度決算の認定12件、その他2件の計24議案、並びに追加提案させていただきました人事案件2議案について慎重なご審議の上、いずれも原案どおりお認めをいただきまことにありがとうございます。また、一般質問におきましては、医療、福祉、環境、防災対策、教育などの施策について、多くのご意見やご提案をいただきました。これらをしっかり受けとめまして、これからの市政運営に当たってまいります。

中でもアサヒビール株式会社所有地の買い取りにつきましては、買い取りのための予算の議決をいただきました。今後、アサヒビール株式会社との間で買い取り手続に係る諸条件の確認が整った段階で速やかに回答する予定で事務を進めてまいります。

また、野洲市における中核的医療機関の今後のあり方につきましては、庁内に設けましたプロジェクトチームの検討結果も反映させつつ、今後、委員会より提言を受け、市の方針を固めていきたいと考えております。

さらに、総合計画の見直しにつきましても、去る9月12日に答申を受け、10月にはパブリックコメント、その後、都市基盤整備特別委員会でご審査をいただき、12月議会に提案をさせていただく予定であります。

10月に入りますと新年度事業や予算編成の作業も始まります。市政の課題を皆様とともに着実に解決し、安心とにぎわいのあるまちづくりを進めてまいりますので、議員皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

時節柄、議員の皆様におかれましては健康に十分ご留意をいただき、今後とも市政運営に一層のご指導、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げますとともに、本市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げまして閉会のごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（立入三千男君） これをもって、平成23年第5回野洲市議会定例会を閉会いたします。（午後3時11分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年9月22日

野洲市議会議長                    立 入 三 千 男

署 名 議 員                    井 狩 辰 也

署 名 議 員                    市 木 一 郎